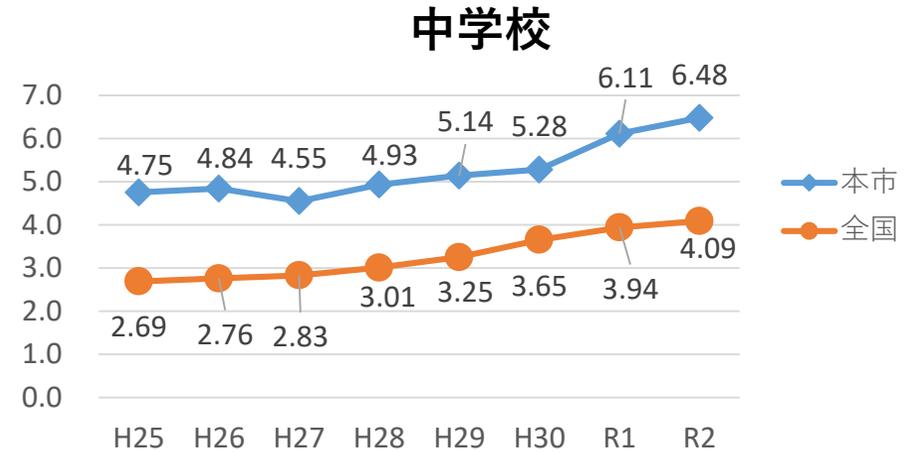
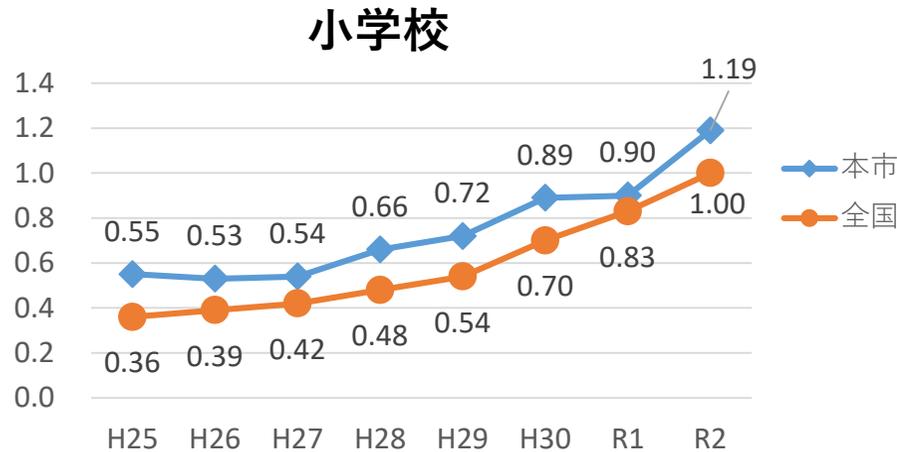


【本市の現状】

(注) 在籍者に占める不登校児童生徒の割合 (%)



平成28年12月14日「義務教育の段階における
普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（教育機会確保法）」公布



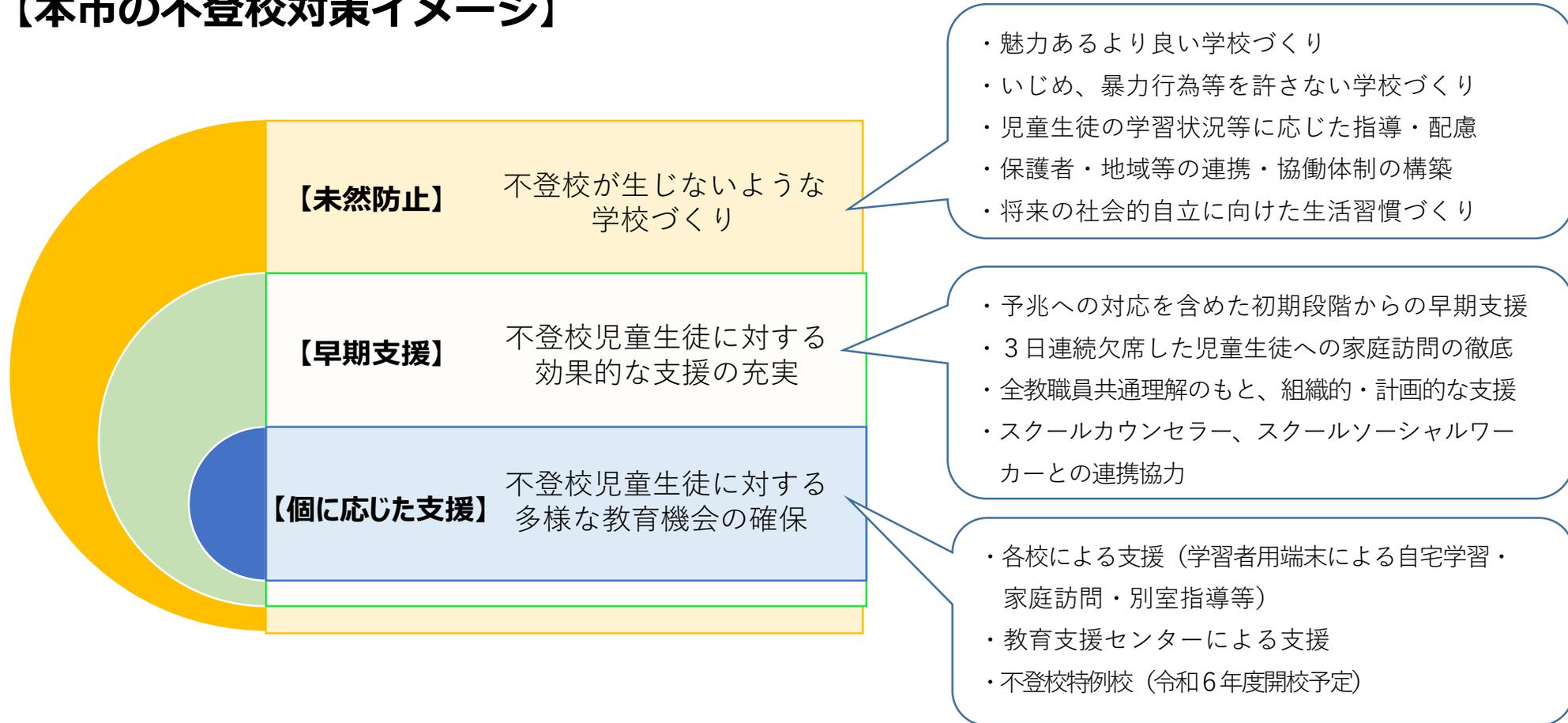
令和元年10月25日 文部科学省「不登校児童生徒への支援の在り方について」通知

【基本的な考え方】

- ・「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要がある
- ・また、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意する

本市の不登校の現状と今後の方針

【本市の不登校対策イメージ】



- ・ 各校での取組を中心に、教育支援センターやこども相談センター、区による支援等、こどもサポートネットにより連携し、多様な教育機会の確保に努めている。

本市の不登校の現状と今後の方針

【今後の方針】

大阪市教育振興基本計画（令和4年度～令和7年度）

3つの最重要目標

■安全・安心な教育の推進

- 未来を切り拓く学力・体力の向上
- 学びを支える教育環境の充実

施策目標		現状値	目標値 (R7)
不登校児童生徒の 在籍比率の対全国比	小学校	1.19(R2)	1.00
	中学校	1.58(R2)	1.30
前年度不登校児童生徒の 改善の割合（※）	小学校	—	60.0%
	中学校	—	65.0%

※改善とは、

- 1 前年度より出席日数（出席認定日数）が増えた
- 2 ICTの活用等による、本人・保護者と学校がつながる回数が前年度より増えた
- 3 養護教諭、スクールカウンセラー、教育支援センター等、学校内外の専門的な指導・相談につながる回数が前年度より増えた

上記のうち、いずれかの状態にあてはまる場合をいう。

- ・前計画においては、不登校児童生徒数の在籍比率のみを指標としていたが、国の示す不登校児童生徒への支援に係る方針に基づき、学校内外の居場所づくり等、多様で適切な教育機会の確保に取り組む必要があることから、前年度からの不登校改善の割合について、新たな指標を追加設定
- ・今後も引き続き、学校内外における個々の児童生徒の状況に応じた支援充実の推進を図る。